

災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書

大津市（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有する施設を一時的に利用して、帰宅困難者のための一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として提供することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙が所有する施設（別表）とする。

2 乙は、対象施設に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

2 乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

3 第1項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第4条 乙は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

- (1) 一時滞在施設内に受入場所を確保する。
- (2) 一時滞在施設である旨の表示を行う。
- (3) 帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を甲に報告する。
- (4) 帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供する。
- (5) 甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供する。

（一時滞在施設の提供期間）

第5条 一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

(経費負担)

第6条 一時滞在施設の提供に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1か年延長させるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙 滋賀県彦根市小泉町31番地
株式会社平和堂
代表取締役社長

別表

対象施設	所在地
アルプラザ堅田	大津市本堅田5丁目20番10号
坂本店	大津市坂本7丁目24番1号
石山店	大津市松原町13番15号
アルプラザ瀬田	大津市月輪1丁目3番8号

第 号
平成 年 月 日

様

大津市長

災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書に基づく協力要請書

災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書第3条1項に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

- 1 要請する理由 貴社が所有または運営する施設の使用が必要と判断したため
- 2 要請する内容
- 3 要請する期間 平成 年 月 日 ～
公共交通機関が運行を再開した時点まで
- 4 利用したい場所
- 5 その他必要事項

大津市	部	課
担当		
TEL		
FAX		
Eメール		